

ID: 1787

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	社会福祉充実計画の承認
法令名称 根拠条項	社会福祉法 第55条の2第1項
法令番号	昭和26年法律第45号
【根拠条文】 (社会福祉充実計画の承認) 第55条の2 社会福祉法人は、毎会計年度において、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日(同号において「基準日」という。)において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業(以下この項及び第3項第1号において「既存事業」という。)の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業(同項第1号において「新規事業」という。)の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第11項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りでない。 (1) 当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額 (2) 基準日において現に行っている事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額 2 前項の承認の申請は、第59条の規定による届出と同時に行わなければならない。 3 社会福祉充実計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 既存事業(充実する部分に限る。)又は新規事業(以下この条において「社会福祉充実事業」という。)の規模及び内容 (2) 社会福祉充実事業を行う区域(以下この条において「事業区域」という。) (3) 社会福祉充実事業の実施に要する費用の額(第5項において「事業費」という。) (4) 第1項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除して得た額(第5項及び第9項第1号において「社会福祉充実残額」という。) (5) 社会福祉充実計画の実施期間 (6) その他厚生労働省令で定める事項 4 社会福祉法人は、前項第1号に掲げる事項の記載に当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事業の順にその実施について検討し、行う事業を記載しなければならない。 (1) 社会福祉事業又は公益事業(第2条第4項第4号に掲げる事業に限る。) (2) 公益事業(第2条第4項第4号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第6項及び第9項第3号において「地域公益事業」という。) (3) 公益事業(前2号に掲げる事業を除く。) 5 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士、税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者の意見を聴かななければならない。 6 社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たっては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の	

意見を聴かなければならない。

- 7 社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。
- 8 所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行うものとする。
- 9 所轄庁は、第1項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る社会福祉充実計画が、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。
- (1) 社会福祉充実事業として記載されている社会福祉事業又は公益事業の規模及び内容が、社会福祉充実残額に照らして適切なものであること。
 - (2) 社会福祉充実事業として社会福祉事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該社会福祉事業に係る事業区域における需要及び供給の見通しに照らして適切なものであること。
 - (3) 社会福祉充実事業として地域公益事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該地域公益事業に係る事業区域における需要に照らして適切なものであること。
 - (4) その他厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
- 10 所轄庁は、社会福祉充実計画が前項第2号及び第3号に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 11 第1項の承認を受けた社会福祉法人は、同項の承認があつた社会福祉充実計画(次条第1項の変更の承認があつたときは、その変更後のもの。同項及び第55条の4において「承認社会福祉充実計画」という。)に従つて事業を行わなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成29年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日